

# 令和2年度 第1回横浜市障害者就労支援推進会議 次第

日時 令和2年8月24日(月)午後2時から午後4時まで  
場所 横浜市役所内会議室(18階みなと6・7)

## 《次 第》

- 1 開会、趣旨説明 資料1
  
  - 2 委員紹介、委員長選出
  
  - 3 報告
    - (1) 令和2年度 横浜市障害者就労支援事業について 資料2
    - (2) 第4期横浜市障害者プラン策定について 資料3
    - (3) 事業別報告
      - ア 障害者就労支援センターについて
        - ・事業実績一覧 資料4
        - ・事業の取組状況について 資料5
        - ・はまらいぜーしょん 資料6
        - ・自己点検及び有識者ヒアリングの中止について 資料7
      - イ 障害者共同受注・優先調達推進事業について
        - ・横浜市障害者共同受注センターについて 資料8
        - ・横浜市障害者優先調達について 資料9
        - ・認定制度について 資料10
        - ・わたしは街のパン屋さん事業について 資料11
        - ・意見交換
- 休憩 午後3:05 ~ 午後3:15 (10分)
- ウ 障害者就労啓発事業について
    - ・企業啓発事業について 資料12
    - ・施設職員を対象とした就業体験研修について 資料13
    - ・横浜市役所における障害者雇用事業について 資料14~15
    - ・新市庁舎ふれあいショップ及び  
JR 関内駅北口就労啓発施設を活用した地域ネットワーク形成について 資料16~17
- 4 議題  
障害者就労啓発事業の今後の取組について 資料18
- 
- 5 その他意見交換
- 
- 6 閉会

次回開催予定 令和3年2月を予定(詳細時期や場所については後日連絡)

## 令和2年度 横浜市障害者就労支援推進会議委員

(順不同・敬称略)

計13名

氏名	所属	分野	昨年度からの留任
しんぼ 真保 さとこ	法政大学 現代福祉学部教授	学識経験者	☆
いしかわ 石川 ゆうこ	横浜市心身障害児者を守る会連盟	障害者団体	☆
よしはま 吉浜 ゆうさく	アクセンチュア株式会社 人事部	当事者	
ひろさわ 広沢 かつのり	横浜北部就労支援センター センター長	就労支援	☆
かとう 加藤 まさたか	株式会社シェアーズ・マルキ サービス管理責任者	就労支援	
いとう 伊藤 ようすけ	社会福祉法人幸会 業務執行理事 本部長	就労支援	☆
なかに 中谷 まな	横浜市都筑区基幹相談支援センター つづき地域活動ホームくさぶえ	福祉	☆
いとう 伊藤 さえこ	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 神奈川区生活支援センター	福祉	
いな 伊奈 ひとみ	神奈川県立あおば支援学校 進路担当	教育	
やまぐち 山口 まゆみ	横浜公共職業安定所 専門援助部門 主任就職促進指導官	労働	
ごとう 後藤 かずま	医療法人社団自立会	医療	☆
おざわ 男澤 まこと	株式会社スリーハイ 代表取締役	企業	
しもかぜ 下風 よしたろう	株式会社シティコミュニケーションズ 人事部課長	企業	☆

### 事務局

かみじょう 上條 ひろし	横浜市健康福祉局障害福祉保健部長
わたなべ 渡辺 ふみお	横浜市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課長
なら 奈良 あかね	横浜市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課就労支援係長

## 令和2年度 横浜市障害者就労支援推進会議について

### 1 趣旨

横浜市内の福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者就労支援基盤を強化し、地域による就労支援機能を向上させるため、各分野で活躍する委員で構成する会議を実施します。

### 2 委員会概要

#### (1) 委員会の位置づけ

障害者基本法第36条第3項に基づき横浜市障害者施策推進協議会条例により設置された横浜市障害者施策推進協議会（附属機関）の下部組織

#### (2) 設置根拠

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

#### (3) 委員の身分

非常勤特別職職員（地方自治法第202条の3第2項）

※地方公務員法第3条第3項2号が適用されます。

#### (4) 委員の任期

委嘱日から当該年度末まで

#### (5) 所管部署

横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係

### 3 会議の構成

- ・ 議題
- ・ 報告

### 4 スケジュール

開催時期	内 容（予定）
第1回 令和2年8月24日（月） 午後2時から午後4時まで 場所：横浜市役所内会議室 （18階みなと6・7）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員紹介、委員長選出</li><li>・ 第4期横浜市障害者プラン策定について</li><li>・ 障害者就労支援センターについて</li><li>・ 障害者共同受注・優先調達推進事業について</li><li>・ 障害者就労啓発事業について</li><li>・ 新市庁舎ふれあいショップ、関内駅北口の進捗報告</li><li>・ 障害者就労啓発事業の今後の進め方について</li><li>・ その他意見交換</li></ul>
第2回 令和3年2月予定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者就労支援センターについて</li><li>・ 障害者共同受注・優先調達推進事業について</li><li>・ 障害者就労啓発事業について</li><li>・ その他意見交換</li></ul>

## 令和2年度事業概要について

(令和2年度健康福祉局事業概要から抜粋)

23	障害者の 就労支援		<b>事業内容</b> 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。 <b>1 障害者就労支援センターの運営【中期】</b> <b>2億9,985万円</b> 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所  <b>2 障害者共同受注・優先調達推進</b> <b>2,531万円</b> 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。  <b>3 障害者の就労促進【中期】【基金】〈拡充〉</b> <b>2,305万円</b> 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施します。また、 <u>JR 関内駅北口及び新市庁舎3階に障害者就労啓発の情報発信を行うカフェを設置し、運営を開始します。</u> （設置費用の一部は社会福祉基金を活用）
本年度	3億4,821万円		
前年度	3億9,692万円		
差引	△4,871万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,252万円	
	市費	3億2,569万円	



# 「横浜市障害者プラン」の概要

## 1 横浜市障害者プランについて

### (1) 計画の趣旨

本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画として「横浜市障害者プラン」(以下「プラン」という)を平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期」、27年度に「第3期」を策定し、障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してきました。

	第1期	第2期	第3期
計画期間	平成16～20年度 (5か年計画)	平成21～26年度 (6か年計画)	平成27～令和2年度 (6か年計画)
基本的な考え方・基本目標等	市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を進め、障害者からの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進する。	市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。	自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまちヨコハマを目指す。

### (2) 計画策定の根拠

プランは、次の3つの性質を持つ計画です。

根拠法	名称	性質
障害者基本法 第11条	市町村障害者計画	施策の方向性等を定める基本的な計画
障害者総合支援法 第88条	市町村障害福祉計画	円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画。
児童福祉法 第33条	市町村障害児福祉計画	

引き続き、第4期プランも、これらの法定計画を一体的に策定・推進していきます。

(3) 第3期の概要

第3期プランでは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類して施策を進めてきました。

分類	内容
テーマ1 出会う・つながる・助け合う	普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策
テーマ2 住む、そして暮らす	住まい、暮らし
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	健康・医療、バリアフリー、権利擁護
テーマ4 いきる力を学び・育む	療育、教育、人材の確保・育成
テーマ5 働く、活動する、余暇を楽しむ	就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション

2 他計画との関係について

(1) プランの位置づけ

プランでは、施策の展開にあたり、関係するそれぞれの分野別計画があいまって一層の効果  
を挙げるよう、各計画が有機的に連動していくことを目指しています。また、それぞれの分野  
別計画の基盤及び地域における展開を総括するものとして、地域福祉保健計画を位置づけてい  
ます。

名称	根拠法令等
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)	老人福祉法、介護保険法
健康横浜21	健康増進法
☆横浜市歯科口腔保健推進計画(仮称)	横浜市歯科口腔保健の推進に 関する条例
☆横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称) ※策定作業中	依存症対策総合支援事業実施 要綱(国要綱)
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法、次世代 育成支援対策推進法

よこはま保健医療プラン <small>ほけんいりょう</small>	—
よこはましじゅうせいかつきほんけいかく ☆横浜市 住生活基本計画	じゅうせいかつきほんほう 住生活基本法
よこはましきょういくしんこうきほんけいかく ☆横浜市 教育振興基本計画	きょういくきほんほう 教育基本法

☆：第4期プランから新たに記載した計画

### 3 第4期プランの策定について

#### (1) これまでの取組及び今後のスケジュール

日程	項目
令和元年6月	障害者施策推進協議会（6月15日開催）
6～9月	障害者関係団体等へのグループインタビューの実施（全48回）
7～8月	当事者ワーキンググループの開催（全5回）
10月	障害者施策推進協議会（10月25日開催）
11月	障害者施策検討部会（11月22日開催）
令和2年1月	当事者向けアンケートの実施（1月10日～2月7日）
4月	<del>横浜市障害者施策推進関係局連絡会（4月10日）中止</del> <del>障害者施策検討部会（4月17日）中止</del>
5月	<del>障害者施策推進協議会（5月15日）中止</del> → 4期プラン素案骨子策定
6月	市障害者施策推進関係局連絡会（6月8日開催） 障害者施策推進協議会（6月29日開催）
8月	障害者施策検討部会（8月3日開催） → 4期プラン素案策定
9～10月	パブリックコメントの実施
10～11月	横浜市障害者施策推進関係局連絡会
10～12月	障害者施策検討部会
11～1月	障害者施策推進協議会 → 4期プラン原案策定
令和3年3月頃	4期プラン策定・確定

#### (2) 障害者関係団体等へのグループインタビューについて

令和元年6月から9月にかけて、当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行いました。

実施回数：計48回＜内訳＞当事者：29回、家族：13回、支援者：17回

※複数の立場の方々が一堂に会した回があるため、実施回数と内訳の合計は一致しません。

(3) 当事者ワーキンググループについて

令和元年7月から8月にかけて、日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていることなどについて、ライフステージごとに当事者同士で集まって意見交換や検討を行うワーキンググループを実施しました。

実施回数：5回

参加者数：47人(身体障害児・者26人、知的障害児・者13人、精神障害児・者8人)

(4) 当事者向けアンケートについて

令和2年1月10日から2月7日にかけて、当事者向けアンケートを実施しました。

	対象者総数	割合	発送者数
身体障害	99,606人	約10%	9,950人
知的障害	31,976人		3,200人
精神障害	38,368人		3,900人
難病※	63人	—	48人
計	170,013人	約10%	17,098人

※ 障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている難病患者

※アンケート結果については、参考資料1「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査結果報告書」参照

4 第4期プラン素案の策定について

令和元年度に実施した障害者関係団体等へのグループインタビューや、当事者ワーキンググループ、当事者アンケートなどをもとに、市障害者施策推進関係局連絡会(課長級)や市障害者施策検討部会委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、令和2年5月、第4期プラン素案骨子を策定しました。

第4期プラン素案は、令和2年6月中に案をまとめ、第1回障害者施策推進協議会に諮り、御議論いただきました。

だい き よこ はま し しょう がい しゃ  
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

そ あん あん  
素 案 (案)

【抜粋】

# 目次

第1章	計画の概要	.....
1	計画策定の趣旨	.....
2	計画の位置づけ	.....
3	計画の構成	.....
4	国の動向	.....
第2章	横浜市における障害福祉の現状	.....
1	横浜市の障害福祉のあゆみ	.....
2	将来にわたるあんしん施策	.....
3	横浜市の各障害手帳等統計の推移	.....
4	第3期障害者プランの振り返り	.....
第3章	第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性	.....
1	基本目標	.....
2	基本目標の実現に向けて必要な視点	.....
3	生活の場面ごとの取組	.....
	様々な生活の場面を支えるもの	.....
	生活の場面1 住む・喜らす	.....
	生活の場面2 安全・安心	.....
	生活の場面3 育む・学ぶ	.....
	生活の場面4 働く・楽しむ	.....
第4章	障害のある人を地域で支える基盤の整備	.....
1	本章の位置づけ	.....
2	国の動向	.....
3	横浜市の状況	.....
4	今後の方向性	.....
第5章	PDCAサイクルによる計画の見直し	.....



### 第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性（抜粋）

いりょうてき 医療的ケア体制 せいび 整備	しょう ちゅう ぎ む きょういっくがっこう とくべつ し えんがっこう 小・中・義務教育学校や特別支援学校にお ける医療的ケアの実施体制を整備します。	せいび 整備	せいび 整備
こうないけんしゅう 校内研修の実 し 施	いっばんがつきゅう とくべつ し えん よう じ 一般学級においても特別な支援を要する児 童生徒が増加し、支援のニーズが多様化して いる状況を踏まえ、すべての教員が障害 の状態や特性に応じた指導・支援を行える よう、ケーススタディを重視した研修を 充実させます。	じっし 実施	じっし 実施
とくべつ し えん きょういっく 特別支援教育 し えん いん じぎょう 支援員事業	しょう ちゅう ぎ む きょういっくがっこう しょうがい がくしゅう 小・中・義務教育学校で障害により学習 面、生活面や安全面への支援が必要な児童生 徒に対し、特別支援教育支援員を配置しま す。	はいち 配置	はいち 配置
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 りょう しゃ だいがく 利用者の大学 しゅうがく し えん じぎょう 修学支援事業	じゅうどほうもんかいご りょう じゅうどしょうがいしゃ 重度訪問介護を利用する重度障害者が だいがくしゅうがく し えん じっし 大学修学するための支援を実施します。 けいかく きかんちゅう じゅうどしょうがいしゃ しゅうがく ・計画期間中に、重度障害者が修学するた めに必要な支援体制が構築され、進学を希 望した場合に安心して修学ができている 状態にします。	すいしん 推進	すいしん 推進

#### (3) 教育から就労への支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
とくべつ し えんがっこう 特別支援学校 しゅうろう し えん じぎょう 就労支援事業	きぎょうしゅうろう め ぎ せいと じっしゅうきかいたく しよく 企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職 場定着支援を行うため、高等特別支援学校 (若葉台特別支援学校知的障害教育部門 を含む)に就労支援指導員を配置します。	すいしん 推進	すいしん 推進

#### 生活の場面4 働く・楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる、暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意を生かせる、様々な内容に変わって

きています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」「働きたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人となない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、今回のアンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組みます。

## 4-1 就労

### 現状と施策の方向性

第4期障害者プランを策定するために実施した「当事者ワーキンググループ」※に参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業につきたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の「精神障害者雇用義務化」などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含むすべての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

今回実施したアンケート調査では、全体の30%弱の人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の30%強の人が就労意向を持つなど、多くの人が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78%の人は何らかの形で働きたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など、安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実に求められています。

また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深



めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がり  
を踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と  
連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等  
からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調  
達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な  
発注ニーズに対応できるように事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを  
行うことで、工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業の方に向け  
て、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等  
の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

とりくみ  
取組

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。 就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑にすすめます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】就労支援センター職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

【再掲】就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	推進	推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）	法定サービスでの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	検討 ・ 実施	検討 ・ 実施

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	34.2%	42.1%	50.0%
就労定着支援利用者数	1,070人	1,190人	1,397人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期目標	目標
共同受注センターによる受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	推進
事業所の受注スキルの向上	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	推進	推進

ゆうせんちようたつ すいしん 優先調達の推進	よこはましやくしょ じぎようしょ ゆうせんてき はつちゆう 横浜市役所からの事業所への優先的な発注 をさらに推進します。 また、ちやうないらん かつよう くきよくとう はつ 市内LANなどを活用し、区局等の発 注事例を広く周知し、新たな発注につな げます。	すいしん 推進	すいしん 推進
---------------------------	--	------------	------------

(3) たよう はたら かた しょうがいしゃしゅうろう たい りかいそくしん  
 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

じぎようめい 事業名	じぎようないよう 事業内容	ちゆうかんき 中間期 もくひよう 目標	もくひよう 目標
しょうがいしゃしゅうろう 障害者就労に かん しみんけいはつ 関する市民啓発	かいぎいとう つう きまぎま ぶん や シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野 で はたら しょうがいしゃ しょうがいしゃこよう すす 働く障害者や障害者雇用を進めている きぎよう なま こえ つた しょうがいしゃしゅうろう 企業の「生の声」を伝え、障害者就労に たい りかい かんしん たか 対する理解・関心を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃこよう かん 障害者雇用に関 する きぎようけいはつ 企業啓発	しょうがいしゃこよう けんとう きぎよう む 障害者雇用を検討している企業に向けて、 こよう かん どう じっし ごうりてき 雇用に関するセミナー等を実施し、合理的 はいりよ ひつようせい きぎようない しょうがいりかい 配慮の必要性など企業内での障害理解の そくしん はか 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふれあいショッ プ等を活用した しょうがいしゃしゅうろう 障害者就労に 関する りかいそくしん 理解促進	あら かいぎよう かんないえききたぐちこう かした 新たに開業するJR関内駅北口高架下の しゅうろうけいはつしせつおよ しん しちようしゃない 就労啓発施設及び新市庁舎内のふれあい ショップをはじめ、既存のふれあいショッ プ等の運営を通じて、就労に関する理解の そくしん はか 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

4-2 にっちゅうかつどう  
 日中活動

げんじよう しきく ほうこうせい  
 現状と施策の方向性

しょうがい ひと ひび せいかつ じゅうじつ にっちゅうかつどうばしょ かくじゅう もと  
 障害のある人が日々の生活を充実したものにするうえで、日中活動場所の拡充が求  
 められています。ほんにん きぼう ひと じょうたい あ ばしょ えら  
 本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためには、  
 せんもんてき しえん ちいき  
 専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所  
 がそれぞれの特長を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。  
 また、しょうがいふくし にっちゅうかつどう じぶん す ちいき  
 障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や  
 にっちゅうかつどうばしょ かよ ちいき しょうがい ひと ひと こうりゆう ちいき  
 日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを  
 ふか したが じゅうじつ せいかつ かんが  
 深めていくことで、互いにとってさらに充実した生活になっていくと考えられます。

1 相談・支援件数 ※未登録者も含む

(件) (件)

		東部	南部	北部	西部	戸塚	中部	上大岡	日吉	精神	小計	合計
平成27年度	当事者支援	3,877	5,339	4,486	2,087	7,337	4,222	13,807	1,929	3,917	47,001	56,079
	その他支援	497	4,100	28	68	3,638	79	98	68	502	9,078	
平成28年度	当事者支援	4,142	5,475	4,391	2,529	8,206	4,559	15,927	1,353	2,385	48,967	58,621
	その他支援	436	4,501	83	98	4,177	40	197	89	33	9,654	
平成29年度	当事者支援	4,275	6,394	4,205	2,540	10,614	4,735	17,310	3,938	2,972	56,983	65,448
	その他支援	398	909	98	33	5,419	49	347	251	961	8,465	
平成30年度	当事者支援	4,621	5,556	5,061	2,547	9,153	5,403	22,170	4,118	3,210	61,839	69,218
	その他支援	606	3,712	151	75	1,270	35	349	33	1,148	7,379	
令和元年度	当事者支援	6,569	5,430	5,097	2,773	10,084	5,205	16,964	3,695	2,728	58,545	64,999
	その他支援	226	4,602	212	89	101	55	199	186	784	6,454	

2 登録者数

( ) は新規登録者数 (人)

	東部	南部	北部	西部	戸塚	中部	上大岡	日吉	精神	合計
平成27年度	306 ( 69 )	451 ( 57 )	659 ( 51 )	470 ( 58 )	542 ( 96 )	730 ( 54 )	941 ( 48 )	159 ( 18 )	181 ( 39 )	4,439 ( 490 )
平成28年度	239 ( 55 )	506 ( 68 )	403 ( 29 )	417 ( 65 )	696 ( 88 )	722 ( 40 )	977 ( 48 )	175 ( 19 )	181 ( 31 )	4,316 ( 443 )
平成29年度	297 ( 46 )	564 ( 74 )	582 ( 32 )	345 ( 30 )	771 ( 137 )	747 ( 52 )	1,072 ( 57 )	138 ( 31 )	206 ( 52 )	4,722 ( 511 )
平成30年度	311 ( 62 )	630 ( 90 )	515 ( 48 )	347 ( 26 )	832 ( 49 )	380 ( 39 )	1,032 ( 44 )	165 ( 30 )	258 ( 58 )	4,470 ( 446 )
令和元年度	375 ( 88 )	691 ( 85 )	454 ( 35 )	372 ( 47 )	846 ( 94 )	479 ( 19 )	859 ( 44 )	167 ( 18 )	298 ( 81 )	4,541 ( 511 )

(1) 求職支援者数

(人)

	東部	南部	北部	西部	戸塚	中部	上大岡	日吉	精神	合計
平成27年度	103	124	288	172	133	404	574	52	88	1,938
平成28年度	44	160	106	122	233	380	589	58	43	1,735
平成29年度	81	184	247	69	252	405	630	29	43	1,940
平成30年度	105	223	176	66	282	155	595	41	194	1,837
令和元年度	125	242	133	76	227	189	456	33	212	1,693

(2) 定着支援者数

(人)

	東部	南部	北部	西部	戸塚	中部	上大岡	日吉	精神	合計
平成27年度	203	327	371	298	409	326	367	107	93	2,501
平成28年度	195	346	297	295	463	342	388	117	138	2,581
平成29年度	216	380	335	276	519	342	442	109	163	2,782
平成30年度	206	407	339	281	550	308	437	124	64	2,716
令和元年度	250	449	321	296	619	290	403	134	86	2,848

3 新規就労者数

(人)

	東部	南部	北部	西部	戸塚	中部	上大岡	日吉	精神	合計
平成27年度	29	26	29	25	70	49	61	13	34	336
平成28年度	25	28	24	25	70	33	74	11	26	316
平成29年度	14	42	20	25	63	15	63	13	26	281
平成30年度	19	33	10	12	77	14	54	13	28	260
令和元年度	39	43	11	19	77	24	84	19	29	345

※「戸塚」は障害者就業・生活支援センターを併設。  
 ※「精神」の対象は精神障害者のみ。

# 障害者就労支援センター事業の取組状況について

## 横浜市障害者就労支援センターとは

- ・横浜市障害者就労支援センター(以下「就労支援センター」)は、平成3年度に市の補助金事業として開始し、「障害のある方の働くことを支える」「企業における障害者雇用の促進」を目的に、市内9か所に設置。
- ・障害のある方を対象に、就労の相談、就職に向けた支援、就職後の定着支援、事業主に対する雇用の相談を行う。
- ・障害種別や手帳の有無を問わず(精神障害者就労支援センターを除く)、市内在住であればどの就労支援センターも利用できる。

## あり方検討の実施

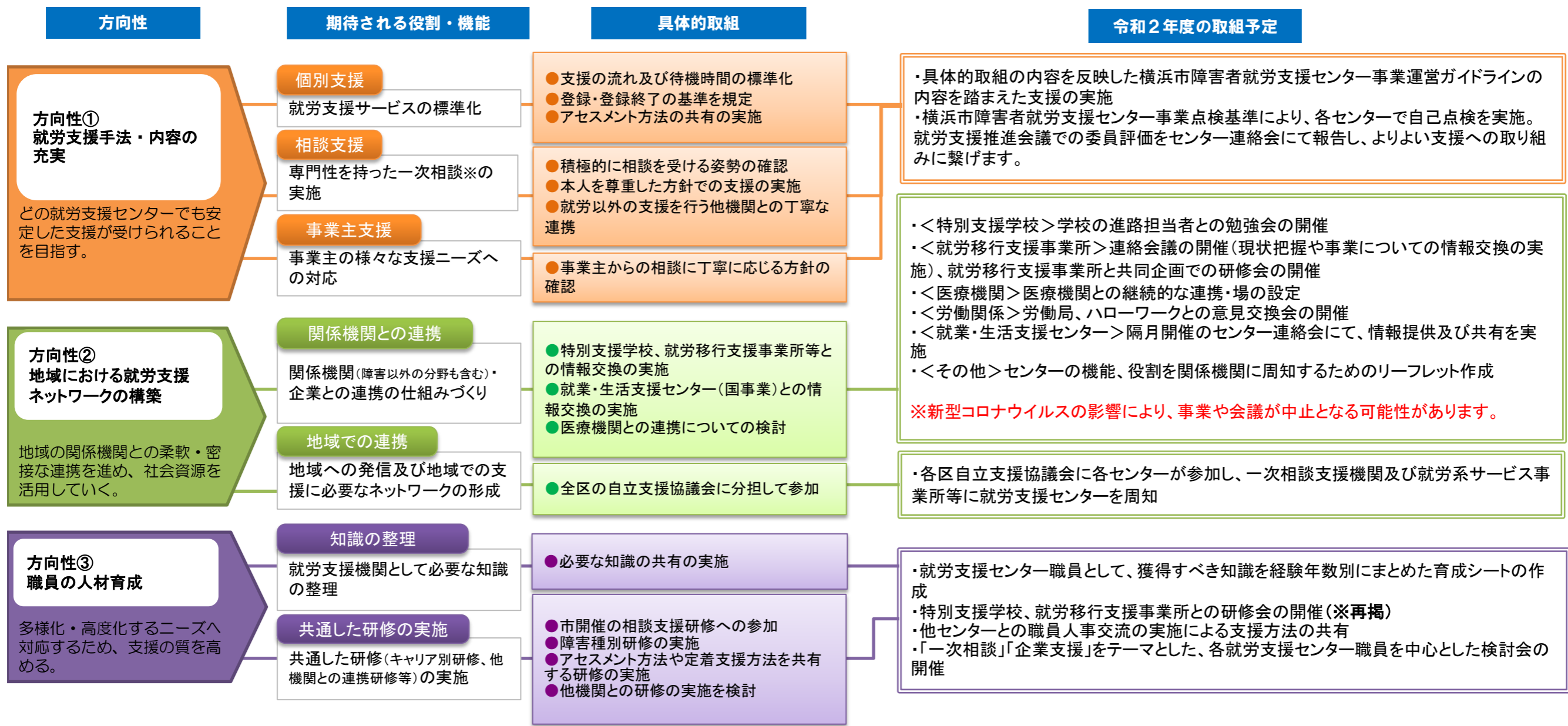
- ・平成27～29年度にかけ、就労支援センター連絡会での検討、関係機関★からの意見聴取り。
- ★…区福祉保健センター、法人型地域活動ホーム(基幹相談支援センター)、生活支援センター、自立生活アシスタント、後見的支援室

## 就労支援センターの目指すべき役割

～地域の就労支援における中核的な役割を果たす～  
 ○「障害のある方の働くことを支える」を目的に、一次相談支援機関(地域の相談支援専門窓口として、どんな相談でも受け止め、支援を考える機関)として、多様な相談に柔軟に応じます。(本人支援)  
 ○「企業における障害者雇用の促進」のため、事業主からの障害者雇用に関する相談に応じます。(企業支援)

## 障害者雇用を取りまく背景

- ・障害者を雇用する企業の増加に伴う働く障害者数の増加(特に精神障害者の増加)
- ・法定雇用率の上昇による企業の障害者雇用への動機の高まり
- ・就労支援センターへの相談件数、支援対象者数(登録者数)の増加
- ・就労移行支援事業所の急激な増加(30年度から就労定着支援事業が開始)
- ・障害者雇用促進法の改正
  - 28年度 障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務(法的義務)
  - 30年度 法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることによる法定雇用率の引上げ(民間企業…2.0%→2.2%)
  - R1年度 特定短時間労働者(週20時間未満)に対する雇入れ及び雇用継続の支援(雇用主への特例給付金の支給)
  - R2年度 3月末までに、法定雇用率の引き上げ(民間企業…2.3% 45.5人→43.5人) 予定





## 2 公共職業安定所 (ハローワーク)

障害のある方の職業紹介については、担当の専門官が求職受理に始まり、個々の状況に応じた綿密な職業相談、職業紹介等のサービスを行っています。

なお、各公共職業安定所には手続協力員が配置されています。配置日・配置時間は各公共職業安定所にお問い合わせください。また、事業主の方には、求職情報の提供や求人へのアドバイス、助成金や奨励金等についてご案内いたします。

名称(めいしょう)	所在地(しよざい)	電話(でんわ)	FAX	最寄駅(もよりのえき)	担当区域(たんとくいき)
川崎 公共職業安定所	〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609(代)	044-233-4343	JR川崎駅、 京急(京急川崎)駅	鶴見
横浜 公共職業安定所	〒231-0023 中区山下町209 帝蚕関内ビル	045-663-8609(代)	045-201-6284	JR市営地下鉄(関内)駅、またはJR(石川町)駅、 みなとみらい線(日本大通り)駅	神奈川、西、中、南、港 南、保土ヶ谷、旭、磯子
横浜南 公共職業安定所	〒236-8609 金沢区寺前1-9-6	045-788-8609(代)	045-782-9087	京急(金沢文庫)駅	金沢
港北 公共職業安定所	〒222-0033 港北区新横浜3-24-6	045-474-1221(代)	045-474-0878	JR市営地下鉄(新横浜)駅	港北、緑、青葉、都筑
戸塚 公共職業安定所	〒244-8560 戸塚区戸塚町3722	045-864-8609(代)	045-864-7291	JR市営地下鉄(戸塚)駅	戸塚、栄、泉、瀬谷

※公共職業安定所は、職業安定法に基づき、職業紹介を行っています。

## 3 神奈川県障害者雇用促進センター

障害者雇用の促進を図るため、県内の企業と就労支援機関に対する支援を行っています。

住所◆〒231-0026 横浜市中区寿町1-4  
かながわ労働プラザ5階  
TEL◆045-633-6110(代) FAX◆045-633-5405

## 4 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター

就労希望の障害のある方や、障害のある方を雇用又は雇用しようとする事業主に対し、相談や支援(職業相談、ジョブコーチ支援)、復職支援(リワーク支援)を行っています。

※相談は予約制です。障害者手帳の有無は問いません。

住所◆〒252-0315 相模原市南区桜台13-1  
TEL◆042-745-3131 FAX◆042-742-5789

窓口…センターへ直接、または公共職業安定所(ハローワーク)

## 5 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課

事業主の方に、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の申告、調整金・報奨金等の申請の受付、助成金の申請の受付、障害者雇用に関する講習、情報提供・啓発活動等の業務を実施しています。

住所◆〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78  
ポリテクセンター関東  
TEL◆045-360-6010 FAX◆045-360-6011

## 6 国立県営神奈川障害者職業能力開発校

障害のある方が、障害の事情等にに応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っています。

職業能力開発促進法に基づいて、国が設置し神奈川県が運営する職業能力開発施設です。

住所◆〒252-0315 相模原市南区桜台13-1  
TEL◆042-744-1243 FAX◆042-740-1497

## 7 神奈川能力開発センター

訓練生に対して基礎的な技能訓練を実施するとともに、寮生活を通過して生活習慣や労働習慣、職業人としてのマナーなどを体得させることによって就職を促進し、その雇用の場の確保と職域の拡大を図っています。

住所◆〒259-1101 伊勢原市日向496  
TEL◆0463-96-4555 FAX◆0463-96-4593



# はまらいぜーしょん

よこはまには、働く・働き続けるを支援する専門機関があります。

## INDEX

### 障害のある方

- 働きたい! 横浜市障害者就労支援センター …… ①
- 働く自信をつけたい 国立県営神奈川障害者職業能力開発校… ⑥
- 技術を身につけたい 神奈川能力開発センター …… ⑦
- 仕事を探したい 横浜市障害者就労支援センター …… ①
- 公共職業安定所(ハローワーク)…… ②
- 職場のことを相談したい 横浜市障害者就労支援センター …… ①
- 仕事を覚えられないか不安 神奈川障害者職業センター …… ④

### 事業主の方

- 雇用全般の相談をしたい 神奈川県障害者雇用促進センター…… ③
- 雇用したい!(求人) 神奈川障害者職業センター …… ④
- 公共職業安定所(ハローワーク)…… ②
- 雇っている人の支援を頼みたい 横浜市障害者就労支援センター …… ①
- 神奈川障害者職業センター …… ④
- 助成制度はないかな 神奈川障害者職業センター …… ⑤

※「はまらいぜーしょん」は、「横浜・ノーマライゼーション」の略称です。

発行：横浜市健康福祉局 障害自立支援課 就労支援係  
TEL 045-671-3992 FAX 045-671-3566



# 1 よこはま し しょうがいしゃしゅうろうしえん 横浜市障害者就労支援センター


**運営法人** 社会福祉法人 和枝福祉会

## 横浜北部就労支援センター

住所 ◆ 〒226-0019 横浜市緑区中山1丁目6-1  
ミヨシズ・シードビル405号

TEL ◆ 045-937-3384  
FAX ◆ 045-937-2778

交通 ◆ JR横浜線・横浜市営地下鉄  
グリーンライン中山駅より  
徒歩3分



**運営法人** 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団

## 横浜市精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

住所 ◆ 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1735  
横浜市総合保健医療センター1階

TEL ◆ 045-475-0142  
FAX ◆ 045-475-0106

交通 ◆ JR横浜線・横浜市営地下鉄  
ブルーライン新横浜駅より徒歩10分



ひとりでも多くの方が希望に合った職業生活を実現できるような企業にも積極的に働きかけながら支援を進めます。

**運営法人** 社会福祉法人 同愛会

## 横浜西部就労支援センター

住所 ◆ 〒241-0835 横浜市旭区  
柏町36-15 柏ハーモニビル202

TEL ◆ 045-390-3119  
FAX ◆ 045-390-3129

交通 ◆ 相鉄いずみ野線南方駅より  
徒歩3分



横浜市の西部地域にあるセンターです。障害がある方の「働きたい」について総合的なご相談をお受けします。

**運営法人** 社会福祉法人 こうよう会

## 横浜戸塚就労支援センター

(横浜市障害者就業・生活支援センター「スタート」併設)

住所 ◆ 〒244-0003 横浜市戸塚区  
戸塚町4111 吉原ビル2階

TEL ◆ 045-869-2323  
FAX ◆ 045-865-3172

交通 ◆ JR東海道線・横浜有馬線・横浜市営地下鉄  
ブルーライン戸塚駅より徒歩5分



ご本人に合わせて、関係機関と連携しながら、就労・生活面を一体的・総合的にサポートします。


**運営法人** 社会福祉法人 横浜やまびこの里

## 横浜日吉就労支援センター

住所 ◆ 〒223-0051 横浜市港北区  
箕輪町2-2-2 ケイケイビル2階

TEL ◆ 045-560-1801  
FAX ◆ 045-560-1808

交通 ◆ 東急東横線・横浜市営地下鉄  
グリーンライン日吉駅より  
徒歩10分



就労やその継続を目指す本人、関係機関、事業主の皆さまからの相談と支援を丁寧に行います。




**運営法人** 社会福祉法人 電機神奈川福祉センター

## 横浜南部就労支援センター

住所 ◆ 〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町8-8  
ハマシブビル4階

TEL ◆ 045-775-1566  
FAX ◆ 045-349-3740

交通 ◆ JR根岸線・シーサイドライン新杉田駅より徒歩2分、  
京急磯子駅より徒歩10分



～あなたの「働きたい」を応援します～  
センターの説明会を開催しています。ご希望の方はご連絡お待ちしております。

**運営法人** 社会福祉法人 青い鳥

## 横浜東部就労支援センター

住所 ◆ 〒221-0045 横浜市神奈川区  
神奈川2-14-17 加瀬ビル3階301

TEL ◆ 045-450-5181  
FAX ◆ 045-450-5185

交通 ◆ JR京浜東北線神奈川駅より  
徒歩9分、京急本線京急東神奈川駅より  
徒歩8分



家族やクリニック・支援機関・企業とのトライアングル型支援で「本人の働く」をサポートします。「就労サポート説明会」を開催しています。

**運営法人** 社会福祉法人 泉中央福祉会

## 横浜中部就労支援センター

住所 ◆ 〒220-0023 横浜市西区平沼  
1-38-3 横浜エム・エスビル4階

TEL ◆ 045-350-2044  
FAX ◆ 045-350-2644

交通 ◆ 各線横浜駅より徒歩7分、横浜市営地下鉄  
ブルーライン高島町駅より徒歩5分、  
相鉄線平沼橋駅より徒歩5分、  
京急線戸部駅より徒歩7分



働くことは暮らしの一部と捉え、関係機関と連携した相談と支援を行います。また、雇用主相談にも応じます。

**運営法人** 特定非営利活動法人 みなとカウンセリング協会

## 横浜上大岡就労支援センター

住所 ◆ 〒233-0002 横浜市港南区  
上大岡西1-19-20 ワットビル104

TEL ◆ 045-844-4402  
FAX ◆ 045-844-4403

交通 ◆ 京急線・横浜市営地下鉄  
ブルーライン上大岡駅より  
徒歩4分



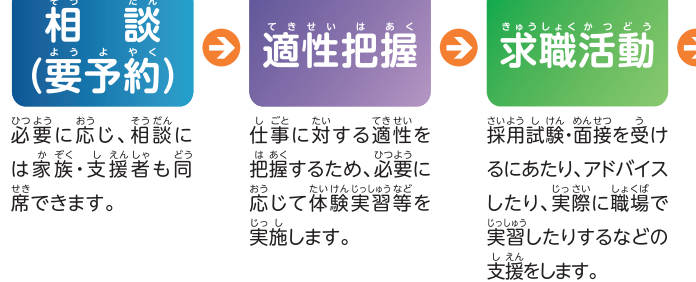
精神保健・臨床心理領域のスタッフがカウンセリングによって、就労の実現と継続支援、リワーク(復職)をサポートします。

### よこはまししょうがいしゃしゅうろうしえん 横浜市障害者就労支援センターとは…

- ◆対象者**  
原則、横浜市内在住の障害児・者になります。\*1,2
- ※1 障害種別(身体障害・知的障害・精神障害等)は問いません(精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は精神障害者を対象)。
  - ※2 障害者手帳のない方(自立支援医療証をお持ちの方など)の相談もお受けできます。

- ◆利用について**
- ①お住まいの区にかかわらず、どのセンターでもご利用になれます。
  - ②現在就労中の方のご相談もお受けします。
  - ③事業主からの障害者雇用に関するご相談にも応じます。障害のある方を初めて雇用するときや、雇用している方への支援などを行います。ハローワーク等とも連携して、企業の障害者雇用を支えます。

### ◆一般的な就労支援の流れ



※ご来所される際はお電話でご予約ください!  
※横浜市障害者就労支援センターでは、職業の斡旋は行っていません。

就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)・就労定着支援事業  
障害者総合支援法に基づき、一般就労等への移行に向けた支援・訓練や移行後の支援を実施します。  
サービスの内容や利用のご相談は、各区福祉保健センター・高齢障害者支援課にお問い合わせください。



よこはまし  
【横浜市HP】  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/shuro/syuro-sodan-shien/syuroshien-center.html>



## 障害者就労支援センターにおける自己点検及び有識者ヒアリングの中止について

### 1 自己点検の目的

就労支援センターの方向性を揃え、支援が一定水準に保たれること及び支援ノウハウ等の向上を図ることを目的に平成 25 年度より実施しています。

### 2 点検基準

「福祉サービスにおける第三者評価基準」、「相談支援事業における第三者評価基準」、「横浜市就労支援センター事業の独自の基準」を参考に基準を作成しています。また、平成 30 年度より、横浜市就労支援センター運営ガイドラインに記載している内容を反映させています。

### 3 自己点検の実施

本市が定めた点検基準に基づき、各就労支援センターがセンター全員で自己点検を実施し、日々の支援内容や支援手法を見直す機会としています。

### 4 有識者ヒアリングについて

障害者就労支援センターに対して、有識者として横浜市障害者就労支援推進会議の委員に依頼してヒアリングを実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度の訪問による有識者ヒアリングは中止とさせていただきます。

各就労支援センターの点検結果については、第 2 回の本会議にて御報告させていただき、会議の席上で御意見をいただく予定です。

<参考>令和元年度実施内容について

上大岡就労支援センター		日吉就労支援センター	
実施日：2月19日（水）		*新型コロナウイルス感染拡大により 中止	
有識者	分野	有識者	分野
多田委員	就労		
八木下委員	教育		



## 点検の趣旨

この点検基準は、横浜市障害者就労支援センター事業運営ガイドラインに基づき、市内の就労支援センター全体の方向性を揃え、就労支援ノウハウの底上げを図ることを目的としています。

点検基準は、就労支援センターあり方検討（平成 27～29 年度）を踏まえて改正されましたが、就労支援の手法等は、絶対的な正解はなく、さまざまな角度から検証することが求められます。そのため、運営ガイドラインとともに、今後も適宜、改正していきます。

日々の支援内容・手法を振り返る機会として各センターで共有していただき、よりよい支援に向けた取り組みをお願いします。

## 点検の流れ

- 1 各センターは、本点検基準に基づいて、自己点検を行います。 [7～8月頃]  
自己点検を通じて強みや弱みを把握するとともに、日々の支援や運営の参考としてください。



- 2 各センターは、1 で実施した自己点検結果を障害自立支援課に提出します。 [8～9月頃]



- 3 障害自立支援課は点検結果を就労支援推進会議にて委員に報告します。 [2月頃]  
委員からいただいたご意見を、センターに報告します。

### 《自己点検方法》

- ① 「横浜市障害者就労支援センター事業運営ガイドライン」を確認しながら、各領域の点検項目について、就労支援センター全員で点検を行ってください。
- ② 点検領域0～3までは、話し合いで出た意見や課題、今後重点的に取り組みことなどを記入欄に記載してください。  
点検領域4～7については、各項目の文頭に、○（到達度 80%程度）、△（到達度 50%程度）、  
×（到達度 50%以下、今後重点的に取り組む）を付けてください。  
（点検領域6及び領域7のうち職場実習については、記入欄への記入も、お願いします）

## 横浜市障害者共同受注センターについて

## 1 令和元年度事業実績

## (1) 事業所登録状況（令和元年度末時点）

ア 登録事業所数 328 か所（うち、新規登録事業所数：21 か所）

イ 内訳

事業所種別		登録数
地域活動支援センター作業所型		79
障害福祉サービス事業所	生活介護	96
	就労継続支援 A 型	21
	就労継続支援 B 型	121
	就労移行支援	20
	その他	1
中途障害者地域活動支援センター		12
合計		350

※複数の事業所登録のある事業所が含まれているため合計数が一致しません。

※事業所廃止に伴う登録事業所からの申し出により、8 か所の登録取消手続き済み。

## (2) 受注調整状況（令和元年度末時点）

ア 調整状況 ※（ ）平成 30 年度実績

問合せ件数	受注件数	受注金額※	受注不可	制度説明 他制度紹介
532 (361)	289 (194)	37,141,696 円 (29,064,596 円)	57 (33)	140 (96)

※受注件数には、30 年度中に問合せがあり元年度に確定した 22 件が含まれます。

受注不可の理由：仕様や金額面で折り合いがつかなかったため。

イ 問合せ件数の内訳及び受注依頼 ※（ ）平成 30 年度実績

	問合せ件数	受注件数	受注依頼
横浜市	355 (234)	179 (106)	公園・歩道のごみ拾い清掃、小中学校のプール清掃、資料等の封入作業、資料の修正作業、封筒・冊子・リーフレット等の印刷、アンケート入力、自主製品（工芸品・食品）の購入、イベントでの自主製品（工芸品、食品）の販売 等
民間企業等	177 (127)	110 (78)	部品の検品・組立、梱包等軽作業、資料等の封入作業、テープ起こし、アンケート入力、切手の台紙貼付作業、PC 解体作業、自主製品（工芸品・食品）・お弁当の購入、イベントでの自主製品（工芸品、食品）の販売 等
合計	532 (361)	289 (184)	

## 2 令和2年度委託事業者及び委託内容の変更点

平成27年度のセンター開設当初と比べ、市内障害福祉事業所数の増加や「横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」の推進による市内受注件数の増加、受注依頼の多様化等、障害者就労施設を取り巻く環境は大きく変化してきました。そこで、令和2年度の横浜市障害者共同受注センターの事業実施において、企業や行政等から障害者就労施設等への積極的な受注の促進や分配、魅力的な受注のコーディネートが可能な事業者への委託を行うため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行いました。その結果、以下の通り決定いたしましたので報告します。

### <事業者>

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

### <委託内容の主な変更点>

- ・受注成立件数等数値目標の見直し（民間企業との受注件数や新規販路開拓数の向上を目指す）
- ・登録施設に対し、必要な情報の周知及び共有を行う（例：法令の改正、行政関連情報、事故対応情報等）
- ・企業等と連携した商品開発を積極的に行う

### 【参考：平成27年度（開所初年度）と令和元年度の実績比較】

	平成27年度（初年度）	令和元年度
【登録事業所数】	207 か所	328 か所
【訪問事業所延数】	250 か所	100 か所
【企業訪問延数】	35 か所	168 か所
【問い合わせ件数】	237 件	532 件
【受注件数】	94 件	289 件
【受注金額】	3,352,000 円	37,141,696 円
【主な受注依頼】	資料等の封入作業、封筒・冊子等の印刷、公園等の清掃作業、自主製品（食品、工芸品）の購入など	（左記に加えて）小中学校のプール清掃や床のワックスがけ、PC 解体作業、議事録の作成など

## 横浜市障害者優先調達推進について

平成 25 年に施行された障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、国や地方公共団体等は、毎年度、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定することになっています。

これに基づき、本市では 7 月 1 日に「令和 2 年度 横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」を策定しました。

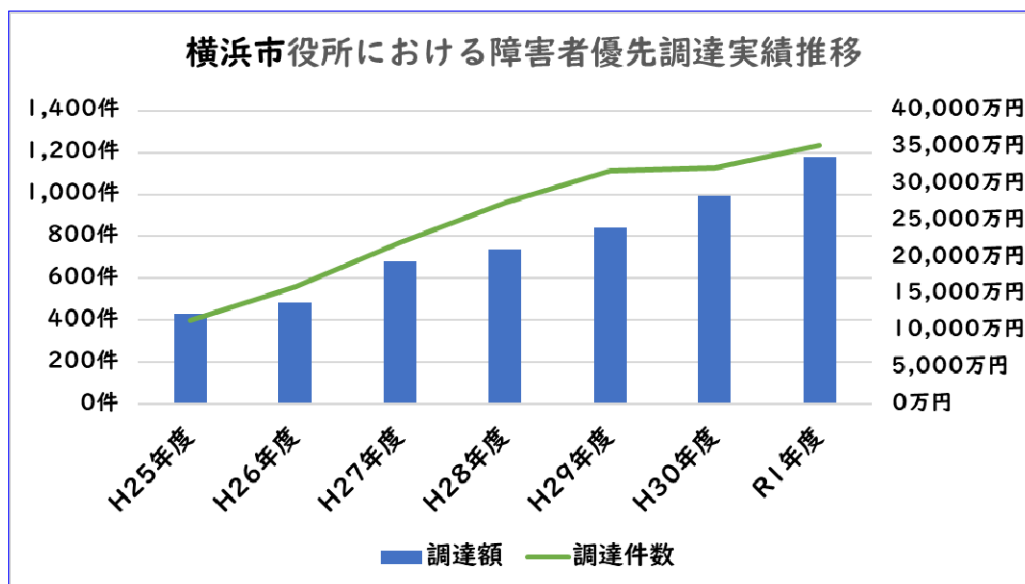
### 1 令和 2 年度の調達方針（要旨）

- (1) 横浜市では、前年度の調達実績額（3 億 3,650 万 3,398 円）を上回るよう努める。
- (2) 区局等では、前年度の調達実績額を上回るよう努める。

### 2 令和元年度の調達実績

総額：3 億 3,650 万 3,398 円（目標：前年度実績 2 億 8,398 万 9,535 円以上）

（参考）



### 3 横浜市からの優先調達事例

#### (1) イベント啓発用の自主製品の購入

イベント等のノベルティとして、障害者施設で製作した自主製品を購入し、配布しています。

自分が住んでいる地域に、どのような障害者施設があって、どういう取り組みをしているのか、市民のみなさまに知ってもらおうきっかけになっています。

#### (2) 歩道清掃業務委託

中土木事務所では、共同受注センター「わーくる」を活用して歩道清掃を委託する事業所を公募し、8 事業所に依頼しました。日本大通りや山下公園通りといった横浜の観光地周辺の景観を美しく保っています。旧市庁舎周辺の清掃も行っており、市職員への啓発にも繋がっています。

#### (3) 学校との連携

学校では、教職員の働き方改革の一環として、これまで教職員が行っていたプール清掃やエアコン清掃等、校内清掃の一部を障害者施設に発注するという試みを始めました。学校と地域の障害者施設との連携が、同じ地域で活動する者同士としてのつながりを強めるきっかけにもなっています。

## 「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱」の改正について

横浜市は「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱（以下「要綱」という。）」を制定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（いわゆる 3 号随意契約）の対象となっていない事業所等についても、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、対象拡大を行っています。

令和元年度は、共同受注窓口について、対象として追加を行いました。

区分	施設種別	概要
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の対象	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
上記に準ずる者として要綱により認定対象とする者	重度障害者多数雇用事業所 （特例子会社を除く）	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。 ・公益財団法人 横浜市知的障害者育成会 （認定事業所）ワーキングセンター
	ふれあいショップ	障害者の就労の場を確保し、障害者に対する市民の理解を深めるため、飲食物の提供や地域作業所等自主製品を販売する店舗。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。（現在、市内の該当なし）
	共同受注窓口（新規）	物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う組織。（現在、市内の該当なし）

## 1 対象とする理由

横浜市では、工賃向上を目的として27年度から横浜市共同受注センターを設置していますが、ある程度の分量の業務を複数の事業所で請負う大量受注は、企業・行政からのニーズがある一方で、個別の事業所と契約手続きを行う必要があり、その煩雑さが課題となっています。

共同受注窓口が契約主体となって大量受注を請負い、複数の事業所にあっせんを行うことで、大量受注を促進します。

なお、共同受注窓口との契約を障害者支援施設等からの物品等の調達に準じて取り扱う（＝優先調達として取り扱う）ことは、優先調達の基本方針として、25年度の法施行時に閣議決定されています。

### ○共同受注窓口について

[障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）]

物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う。

障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、共同受注窓口との契約は、障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする（＝優先調達として取り扱う）。

## 2 対象者の要件

- (1) 定款、寄付行為等に障害者の就業機会の確保を目的とすることが明示され、公平かつ効率的に受注内容に対応可能な市内に所在地を有する複数の障害者支援施設等にあっせん又は仲介する業務を行っていること
- (2) 障害者支援施設等に係る物品等の開発、販売促進又は品質改善の取組を行う等、適切な業務遂行能力を有すること
- (3) 市内に所在地を有する障害者支援施設等を経営する複数の法人又は個人が相当数参加していること

## 3 運用基準を制定

- (1) 事前相談の実施
- (2) 現地調査の実施
- (3) 申請受付期限（年2回に変更、6月末日及び11月末日）

## わたしは街のパン屋さん事業について

### 1 目的及び内容

障害者の社会参加の場の提供や販売力の向上、また、市民及び市職員に対する障害者就労の啓発を目的とし、市内にある障害者就労支援施設等が作成したパンや菓子を市庁舎で販売する事業。平成 17 年度から旧市庁舎 1 階で実施しており、市庁舎が移転した今年度は 7 月 1 日（水）から新市庁舎 2 階多目的スペースで実施中。

### 2 販売概要

事業所：市内 18 事業所（一日につき 2 事業所が販売）

場 所：横浜市新市庁舎 2 階 多目的スペース

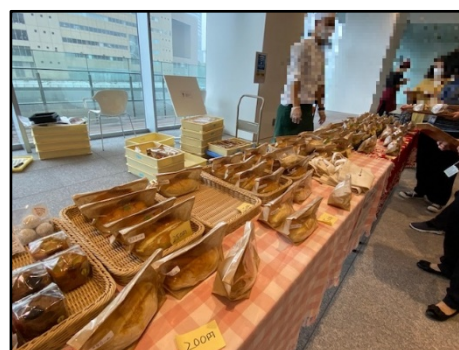
日 時：毎週水・金曜日（祝日を除く） 12 時～13 時（売切れ時終了）

### 3 出店事業所一覧

1 ギッフェリ（中区）	2 仕事処アニミ（西区）
3 エヌ・クラブ（西区）	4 どんとこいみなみ（南区）
5 麦の家（鶴見区）	6 つるの里（鶴見区）
7 おおぐち工房第 2（神奈川区）	8 いろえんぴつ大倉山駅前店（港北区）
9 いぶきの風（戸塚区）	10 どーなつ（磯子区）
11 パン屋のオヤジ（磯子区）	12 スカイキング（保土ヶ谷区）
13 そよかぜの家（港南区）	14 ごぼうハウス都筑（都筑区）
15 かつら工房（栄区）	16 SELP・杜（栄区）
17 共働舎（泉区）	18 おべんとうばこ（泉区）

### 4 令和 2 年度売上金額（7 月分） ※（ ）内は元年度同月金額

合計：414,170 円（318,470 円） 平均（1 事業所あたり）：23,009 円（17,693 円）



## 企業啓発事業について

### 1 企業向けセミナー「障害者雇用のための企業交流会 はじめの一步」

神奈川県と共催で年2回、中小企業を主な対象に、障害者雇用のための企業交流会「はじめの一步」を開催しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第1回は中止となっています。

#### 【参考】令和元年度実績

	第1回	第2回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、中止となりました。
日程	令和元年9月19日	令和2年3月2日
会場	第1部 各見学先企業にて 第2部 かながわ県民センターホール	かながわ労働プラザ
参加企業数 ／参加者数	31社／33名	—
対象エリア	横浜（全域）	横浜（全域）
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率未達成企業へのダイレクトメール</li> <li>・市内経済団体等へチラシ配布、メールマガジン ・個別企業訪問 ほか</li> </ul>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用企業の現場見学               <ul style="list-style-type: none"> <li>①株式会社エーアイネット・テクノロジー（西区）情報サービス業</li> <li>②社会福祉法人はとの会 鳩の森愛の詩保育園（泉区）社会福祉</li> <li>③佐川急便株式会社横浜営業所（金沢区）倉庫業（物流サービス）</li> <li>④横浜市立大学附属病院（金沢区）医療</li> </ul> </li> <li>・グループトーク               <ul style="list-style-type: none"> <li>①～④の企業担当者とのグループトーク</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先輩企業の経験談               <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療法人財団明理会 東戸塚記念病院（戸塚区）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種：医療業</li> <li>・雇用障害種別：身体、知的、精神</li> <li>・当事者従事業務：事務、事務補助</li> </ul> </li> <li>②日本農産工業（株）（西区）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種：畜産飼料事業、水産飼料事業、食品事業等</li> <li>・雇用障害種別：身体、精神</li> <li>・当事者従事業務：事務、軽作業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・グループトーク</li> <li>・質疑応答</li> </ul>
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に働いている現場を見ながら、本人や支援員の生の声を聞く事ができる</li> <li>・先輩企業の経験談を聞いた上で、自社における困りごとについて話し合える</li> </ul>	

### 2 出前講座

経済団体等に出向き、障害者雇用に関する出前講座を実施しています。

#### 【参考】令和元年度実績

#### (1) 一般社団法人横浜北工業会

令和2年2月12日（水）13:00～15:00 新横浜国際ホテル

参加企業数 6社

北部地域の障害者施設から、受注と雇用両方の側面から障害者雇用について話してもらい、意見交換も行いました。

#### (2) 横浜市外郭団体

令和元年11月25日（月）14:30～16:45 横浜市役所

参加者数 54名（内訳：本市職員 30名、外郭団体職員 24名）

神奈川県雇用促進センターより「障害者雇用のポイント」や、既に障害者雇用に取り組んでいる雇用団体による事例発表等、研修を行いました。



### 3 横浜型地域貢献企業交流会

経済局で認定している横浜型地域貢献企業への支援策の一つとして、認定を受けた企業向けの交流会（横浜企業経営支援財団主催）が開催されています。「行政職員とのアイデアミーティング」の中で、障害者の就労をテーマとしたブースを設置し、参加企業の方々と意見交換を行っています。障害者の就労の他、こどもの居場所づくり、人手不足対策等のブースも設置されています。

#### 【参考】令和元年度実績

(1) 日時・場所

令和元年12月23日（月）18:30～20:30 かながわ労働プラザ

(2) テーマ

障害者の就労「障害者雇用及び障害者就労施設等への発注の促進について」

## 就業体験研修の実施について（報告）

**1 令和元年度 就業体験研修年度末振り返りアンケート【回答者:就業体験者 52名(全 67名)】**  
(アンケート実施のねらい)

就業体験研修が実際の就労支援の現場でどのように活かされているのか、研修の事業効果を確認するため、研修から約半年後に体験者の振り返りを記名式アンケートによって実施。

## アンケート結果集計（主な意見）

## (1) 事業所内での共有方法

事業所内ミーティングでの共有、上司・同僚への報告、研修実施報告書の回覧など

## (2) 研修で学んだことに関する事業所内活用方法（一部抜粋）

- ・利用者の職種理解や働くことへの理解を高めるために、日々の学習プログラムの中で、業務内容や必要なスキルなどの研修内容を利用者に伝えた。
- ・就職を目指す利用者の家族に対して、企業から採用されている人の特徴等を紹介する時の具体例の一つとして挙げた。
- ・就労するにあたり必要な心構えやチームワーク、報連相などのコミュニケーションスキル等を利用者に朝礼で伝えた。

## (3) 研修をきっかけとして就職した、もしくは就職を目指すことになった利用者の有無及びその職種

・就職した or 目指すことになった 12 事業所

【職種】事務職、軽作業、清掃業、販売業、製造業

**2 令和2年度 就業体験研修の中止及び企業見学会の開催について**

例年6月から7月にかけて実施していた就業体験研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により今年度の実施は中止となりました。なお、代替開催として、日常的に企業と繋がる機会の少ない就労継続支援B型事業所職員を対象とした企業見学会を実施予定です。

## 【実施概要】

目的：参加者が企業見学を通じて、企業で障害のある方が担当する仕事内容や求められる職業能力、企業の育成方法等を学び、日々の業務に生かすことを目的とする。

日時：令和2年10月2日（金） 13時から16時30分まで

場所：公立法人横浜市立大学、佐川急便株式会社横浜営業所、株式会社オーイズミフーズ弥助桜木町店

対象者：市内就労継続支援B型事業所職員 定員 20名

※1企業あたり定員は5名。ただし、横浜市立大学は定員10名。

## 令和2年度障害のある人を対象とした 会計年度任用職員採用選考を実施します！

### 1 募集の概要

#### (1) 身分

会計年度任用職員

#### (2) 募集区分・採用予定人数・受験資格

募集区分	受験資格		採用予定人数
区分1	ア 身体障害者手帳	左記に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている人又は申込時までに交付を申請し、令和3年3月までに交付を受けている人	20名程度
区分2	イ 療育手帳（愛の手帳）		
区分3	ウ 精神障害者保健福祉手帳		

#### (3) 業務内容

庁内メールの運搬・仕分け、コピー・ラベル作成・押印、封入封緘作業、郵便物の郵便局持込み、廃棄文書のシュレッダー、書類整理等の事務補助

#### (4) 受付期間・選考の日時

受付期間	第一次選考	第二次選考
6月8日（月）から 6月19日（金）まで	7月4日（土）	8月22日（土）または 8月23日（日）

※受験資格、選考内容等の詳細については、令和2年6月8日から配布する募集案内又は、人事課ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/jinji/>）で御確認ください。

### 2 申込方法

受付期間内に所定の申込書を、横浜市総務局人事課へ郵送（簡易書留）してください。（持参不可）

### 3 募集案内・申込書の入手方法

令和2年6月8日（月）から、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー、横浜市内の障害者就労支援機関等で配布します。また、募集案内は横浜市総務局人事課ホームページからダウンロードできます。

### 4 令和元年度実施結果

区分	申込者（人）	受験者（人）	第一次選考合格者（人）	最終合格者（人）	競争率（倍）
知的障害	32	29	26	19	1.5
精神障害	69	57	32	18	3.2

※身体障害については各区局において実施

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-2173

令和2年度（2020年度）横浜市職員（高校卒程度、免許資格職など／社会人）  
採用試験及び障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施します

1 試験区分等

受験資格や申込方法等は、横浜市職員採用案内ホームページ「始動。」に掲載する受験案内で御確認ください。

試験・選考種類	試験区分	採用予定人員	受験資格年齢 ※ (令和3年4月1日現在)
高校卒程度、 免許資格職など 採用試験	事務	40人程度	18歳から21歳まで
	土木	数人	
	機械	数人	
	電気	数人	
	水道技術	数人	
	消防	55人程度	
	消防（救急救命士）	15人程度	
	保育士	45人程度	34歳まで
	司書	数人	30歳まで
	栄養士	数人	
	学校栄養職員	10人程度	
社会人採用試験	事務	30人程度	31歳から59歳まで なお、本試験に申し込んだ方は令和2年度（2020年度）就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験を受験することができません。
	社会福祉	10人程度	
	心理	数人	
	土木	数人	
	建築	数人	
	機械	数人	
	電気	数人	
	造園	数人	
	環境	数人	
	衛生監視員 (獣医師免許所持者)	数人	
障害のある人を対象 とした採用選考	事務A	数人	18歳から21歳まで
	事務B	数人	22歳から30歳まで
	事務C	数人	31歳から59歳まで
	学校事務	数人	22歳から30歳まで

※ 年齢要件の他に職務経験や免許・資格、手帳等（障害のある人を対象とした採用選考のみ）が必要となる区分があります。

2 日程

試験・選考種類	日程（予定）	
高校卒程度、 免許資格職など 採用試験	受験案内公表	6月25日（木）
	申込受付期間	6月25日（木）午前10時00分～ 7月22日（水）午前10時00分
	第一次試験	9月27日（日）
	最終合格発表	【事務、土木、機械、電気、水道技術】11月13日（金） 【その他の試験区分】11月27日（金）
社会人採用試験	受験案内公表	6月25日（木）
	申込受付期間	6月25日（木）午前10時00分～ 7月22日（水）午前10時00分
	第一次試験	9月27日（日）
	最終合格発表	12月11日（金）
障害のある人を対象 とした採用選考	受験案内公表 ※	6月5日（金）
	申込受付期間	【インターネット】6月19日（金）午前10時00分～ 7月3日（金）午前10時00分 【郵送】6月19日（金）～ 7月1日（水）消印有効
	第一次選考	9月6日（日）
	最終合格発表	10月30日（金）

※ 障害のある人を対象とした採用選考のみ各区役所広報相談係、行政サービスコーナー、新市庁舎3階市民情報センターなどで配布します。

### 3 令和元年度（2019年度）実施結果

#### 【高校卒程度、免許資格職など採用試験】

試験区分	受験者（人）	最終合格者（人）	最終競争率（倍）
事務	580	43	13.5
土木	7	5	1.4
機械	3	1	3.0
電気	2	2	1.0
水道技術	26	10	2.6
保育士	154	63	2.4
司書	62	10	6.2
栄養士	34	2	17.0
消防	548	58	9.4
消防（救急救命士）	45	13	3.5
学校栄養職員	28	9	3.1
合計	1,489	216	6.9

#### 【社会人採用試験】

試験区分	受験者（人）	最終合格者（人）	最終競争率（倍）
事務	853	35	24.4
社会福祉	57	19	3.0
心理	14	3	4.7
土木	47	14	3.4
建築	25	5	5.0
機械	37	6	6.2
電気	37	3	12.3
造園	14	4	3.5
環境	38	3	12.7
衛生監視員 （獣医師免許所持者）	9	2	4.5
合計	1,131	94	12.0

#### 【障害のある人を対象とした採用選考】

選考区分	受験者（人）	最終合格者（人）	最終競争率（倍）
事務A	33	3	11.0
事務B	85	2	42.5
事務C	265	6	44.2
学校事務	6	2	3.0
合計	389	13	29.9

■お問合せ先： 横浜市人事委員会事務局任用課

電話：045-671-3347 FAX：045-641-2757

横浜市職員採用案内ホームページ「始動。」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

お問合せ先

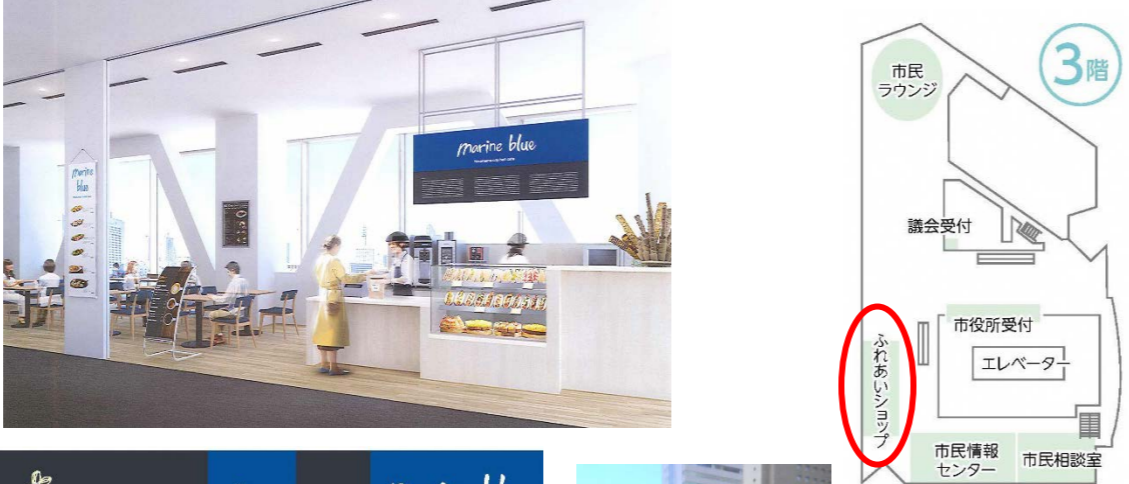





人事委員会事務局任用課長 阿部 康裕 Tel 045-671-3344



## 新市庁舎ふれあいショップ及びJR 関内駅北口就労啓発施設を活用した地域ネットワーク形成について

## 1 新市庁舎ふれあいショップ及びJR 関内駅北口就労啓発施設の設置

東京オリンピック・パラリンピックが開催される令和2年に、関内・関外地区という市の中心的エリアに障害理解の促進を目的とする2つの拠点を設置します。

	新市庁舎ふれあいショップ「marine blue」	J R 関内駅北口就労啓発施設
所在地	横浜市新市庁舎内3階	J R 関内駅北口高架下
床面積	166.39 m <sup>2</sup> (カフェ+市政刊行物・グッズ販売コーナー)	65.29 m <sup>2</sup>
運営事業者	公益財団法人 横浜市知的障害者育成会	ジェイアール東日本グループ
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェ：地産食材を使ったメニューを展開予定</li> <li>・自主製品の販売：発信力のある商品をセレクトし、販売（中間支援組織との連携）</li> <li>・市政刊行物等の販売（市委託事業）</li> <li>・就労啓発事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェ：コーヒーと軽食の提供</li> <li>・普及啓発活動：障害者施設等の商品、作品等の展示・販売 など</li> </ul>
店舗名	marine blue (マリンブルー)	未定
開所時期	令和2年6月29日	令和2年12月頃予定
現場写真	   	 

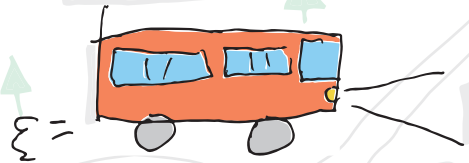
※いずれのショップも障害者雇用のほか、就労啓発に関する事業を実施します。

## 2 地域ネットワーク形成

障害者の就労をキーワードとした、地域の中にネットワークを形成するとともに、2つの拠点を連携させ、地域とのつながりをもった運営に繋げていくことを目指します。地域とのネットワーク構築について、中間支援組織（特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター）との協働事業として平成30～令和2年度の3か年で実施しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>2つのショップの連携方法の検討</u> 近接エリアに位置する2つのショップに繋がりを持たせる連携方法の検討。</li> <li>・ <u>新市庁舎ショップの公募内容検討</u> 新市庁舎ショップ運営事業者公募に向け、新市庁舎整備計画との融和や、本事業目的に合致した提案を得られるよう、公募内容を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域ネットワークの形成</u> 地域で活動している市民、事業者、団体等の情報を収集し、2ショップと有機的につなげるネットワークを形成。</li> <li>・ <u>ネットワークを活かした活動の企画及び情報発信</u> 障害理解の促進、共生社会の推進といったイベントやワークショップの開催及び発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>持続可能な仕組みづくり</u> 地域ネットワーク（プラットフォーム）の継続的な活動に向けた仕組みづくり。</li> <li>・ <u>ホームページ及びパンフレットの作成</u> 本事業での活動を周知するため広報物を作成。</li> </ul>
取組結果	<p>➢ <u>ネットワークイメージ図の作成</u></p> <p>➢ <u>新市庁舎ショップ公募に向けた就労啓発事業モデルの調整</u></p>	<p>➢ <u>ネットワークに参画するアンバサダー募集</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市庁舎ショップのイメージや事業展開等の周知や事業所の商品を媒介とした繋がりをつくるために「福祉 FOOD 見本市」を開催。</li> <li>・ アンバサダーが繋がるためのツール (Facebook) の作成。</li> </ul> <p>➢ <u>ネットワーク構築に向けたリサーチ</u></p> <p>障害者雇用・就労に関する地域の事業所や関連団体等に課題等のヒアリングを実施し、ネットワークへの参画を呼びかけ。</p> <p>➢ <u>障害者雇用・就労啓発に関するイベントなど</u></p> <p>ディーセント・ワークをテーマにした勉強会や福祉と企業のマッチングに関する座談会を実施し、継続的な対話の場づくりを開始。</p>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークに参画するメンバーの募集方法。</li> <li>・ 2ショップのネットワークへの関わり方。</li> <li>・ タイムリーな情報発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業や地域のまちづくり団体との関係構築方法の検討。</li> <li>・ ネットワークの具体的な活用に向けたツール作成。</li> </ul>	

# コラバス Colabus



できること 得意なことを みつけませんか？  
障害のある人も ない人も みんなが活躍する  
そんな地域社会を共に作りませんか

Colabus

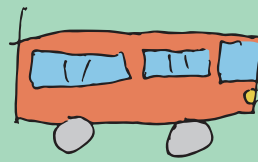
共に 働く 多文化共生

外国語をあわせた造語であり  
私たちの活動理念を示しています。



# ともに 働く colab

## 地域社会 Community



### のための

# デザイン Design

は

みよさんの  
**声**から始まります。



地域の人たち  
つよめる**デザイン**

ワークショップや講座を開催し  
人と人が出会う機会、新しい余  
過ごす時間を提案します。

実績：2019.05 福祉 Food 見本



地域の役に  
立ちたいよ



ほかによにか  
できるかな



得意なよことが  
あるよ



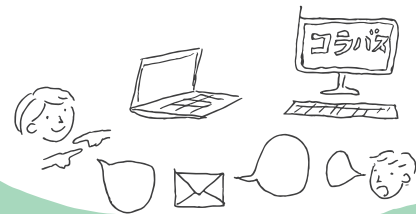
一緒によにか  
したいネ!



## 対話 デザイン

情報を発信し、みなさんの声を集め  
さらに多くの人々と共有します。

実績：2020.01 拡大コアミーティング



わたしたちの国では、少子高齢化や働き手の不足が見込まれ、これからより多くの人の活躍が社  
コラバスは、障害のある人もない人も、共に働く地域社会をつくるためのプラットフォームです  
さまざまな場をつくりながら声を集め、デザインを通じて夢の実現と課題解決をはかります。

## 働きやすいデザイン

会社側と働き手のニーズ・シーズを掘り起こし、より多様な共に働く場を創出します。

実績：2019.10 ディーセントワーク勉強会



4  
ラボ



1  
ラボ



と  
デザイン

休暇を

市



2  
ラボ



## ことうくり、ものづくり デザイン

商品の開発や物販などを通じてどこにもない横浜オリジナルを創出します。



3  
ラボ



社会で必要になってきます。

す。

# コラバスの土地図

## Colabus YOKOHAMA MAP

S = ヒューマンスケール

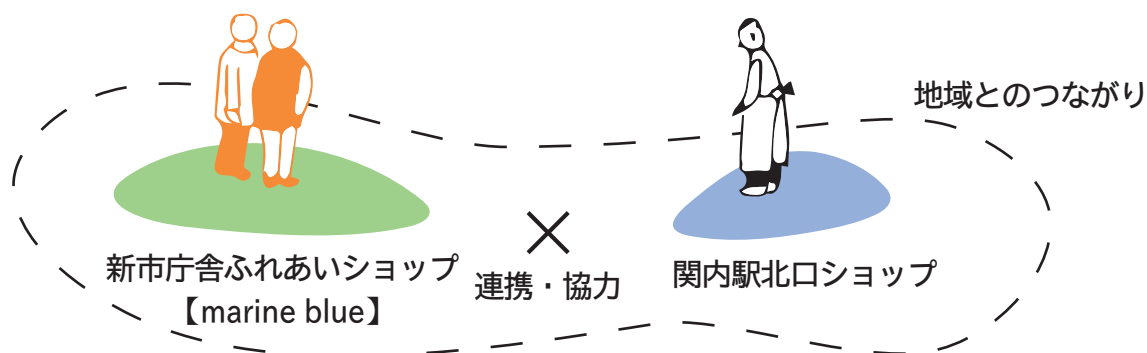
## ■組織について

コラバスは、福祉作業所などと地域に暮らす人や組織が、ワクワクするような協働コミュニティを作ることに応援する仕組み（プラットフォーム）です。「もの」や「こと」のデザイン、対話の場づくりなどを通して、新しい時代の働き方と文化を創造していきます。

※横浜市との「障害者雇用創出・就労啓発事業での地域ネットワーク形成に関する協働事業（2018-2020）」から生まれた取組です。

## ■パートナーショップ

イベント開催、ネットワーク事業などでコラバスと協働する障害者雇用ショップです。



## ■これまでの活動（～2020.03）

- ・YOKOHAMA 福祉 FOOD 見本市（イベント開催 2019.5.28）
- ・ディーセントワークを知ろう！（勉強会開催 2019.10.24）
- ・映画「だってしょうがないじゃない」を題材とした意見交換会（2020.1.26）
- ・障害者雇用・就労等に関するリサーチと新しいインクルーシブショップの検討
- ・パートナーショップのネットワーク形成等に関するコンサルテーション など

## ■今後の活動予定（2020.04～）

- ・「Food Presentation」作業所の商品レベルアップを図る参加型イベント
- ・HP/ ブログ等による情報発信
- ・小規模勉強会などの開催
- ・福祉作業所の商品や店舗 PR のためのイベント開催
- ・パートナーショップのネットワーク形成等に関するコンサルテーション など

## ■事務局（お問合せ先）

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町2丁目17番地 金井ビル 201号室（2階・奥）

メールアドレス info@colabus-yokohama.jp

就労啓発事業は、障害者の「就労」について、当事者、企業（事業主・従業員）、障害福祉関係者、地域（市民・企業）等に広く知っていただくことにより、就労機会の拡大や、「働く」ことを通じた障害理解の促進につなげることを目的とし、シンポジウム、研修、公共施設の活用など、様々な形で実施しています。

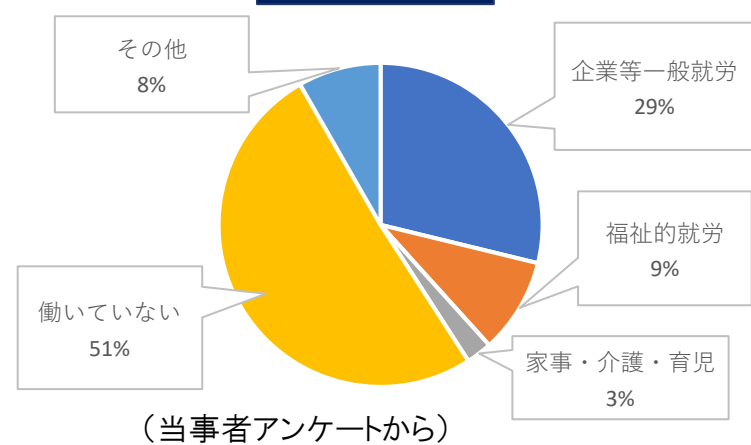
第4期障害者プランにおいても、「多様な働き方や障害者就労に対する理解促進」を取組のひとつとして掲げています。

プラン策定にあたって実施したグループインタビューや当事者アンケートの意見等も踏まえつつ、就労啓発事業をより効果的な形で実施していく必要があります。

事業		ターゲット層						実施方法等	雇用促進	就労機会	障害理解
		当事者	家族	企業(事業主)	企業(従業員)	障害福祉関係者	地域(市民・企業)				
企業啓発事業	企業向けセミナー ※県共催			○				雇用0人企業を対象とした、雇用企業の体験談の紹介や雇用に関する質疑応答等をメニューとする、小規模セミナーの実施	○		
	出前講座			○	○			企業や経済団体等に出向き、障害者雇用に関する講座を実施	○		○
	就労促進担当による訪問			○			○	地元企業を中心に訪問を行い、障害者雇用の検討や実習受入れの協力を促す	○	○	
市民啓発事業	シンポジウム	○	○			○		当事者の経験談や支援機関の紹介等を通じ、働くということに対する理解促進を図る		○	
	就職面接会 ※労働局・県共催	○		○				求職中の当事者が求人企業と一同に会す面接会を実施し、雇用機会の拡大を図る	○	○	
施設職員研修事業	就業体験研修					○		障害福祉事業所の職員を対象とし、支援員の意識やスキル向上を図ることで、利用者の就労機会の拡大につなげる		○	
雇用創出・就労啓発事業	ふれあいショップ	○					○	公共施設内に飲食物の提供等を行う店舗を設置し、障害者を雇用し、広く市民に障害者就労を知る機会を提供する		○	○
	浦舟複合福祉施設	○					○	当該施設の一部を障害者雇用及び雇用を通じた地域連携を図る事業者に貸付を行い、雇用の創出、障害理解の促進を図る		○	○
	J R 関内駅北口就労啓発施設	○					○	当該施設を障害者雇用及び雇用を通じた地域連携を図る事業者に貸付を行い、雇用の創出、障害理解の促進を図る		○	○
	地域ネットワーク ※NPOとの協働事業					○	○	障害者就労をキーワードにしたネットワークを形成し、各種イベントやSNS等を通じ、障害理解の促進につなげる			○
	庁内雇用促進	○			○			障害者を対象とした市職員採用について、総務局等と協力し、働きやすい職場環境づくりや職場での理解促進を図る		○	○
共同受注・優先調達推進事業	わたしは街のパン屋さん	○				○	○	市内にある障害福祉事業所で働く利用者が作成したパン等を市庁舎内で販売し、障害理解の促進や事業所の販売力の向上を図る		○	○

■グループインタビュー、当事者アンケートの主な意見

現在の就労状況



働く上での困りごと

- 職場でのコミュニケーションがうまく取れない(15.3%)
- 通勤が大変(15.7%)
- 障害について理解してもらえない(11%)
- 障害の無い人に比べ仕事の内容や昇進に差がある(12.6%)  
(当事者アンケートから)
- 職場の障害理解を進めて欲しい
- 企業での働き方の多様化を進めて欲しい
- 簡単すぎる仕事しか与えてもらえない
- 職場に相談できる人がいるとよい  
(グループインタビューから)

働いていない理由

- 体調が悪い(26.2%)
  - 働くところがない(12.3%)
  - 自分に自信がない(11.2%)
  - 高齢のため(20.9%)
  - 自分に合う仕事がない(11.2%)
- (当事者アンケートから)

今後の就労希望

- 企業等の常勤として働きたい(15.5%)
  - 福祉的就労で働きたい(12.7%)
  - パートやアルバイトとして働きたい(8.9%)
  - 働きたくない(22.1%)
- (当事者アンケートから)

その他意見

- 自分の好きな分野の仕事をしたい。
- 働き方が多様化している。オープン雇用だけではない。
- 仕事をして給与を得て、一人暮らし等のやりたいことを実現したい。
- 事業所職員が就労支援を学ぶ機会がない
- 福祉的就労について、企業開拓や販路を拡大して欲しい  
(グループインタビューから)

